



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

平成28年11月9日

電気事業法等の一部を改正する等の法律附 則第22条第6項の規定による指定旧供給 区域等の指定について

内閣府沖縄総合事務局から、電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第22条第6項の規定による指定旧供給区域等の指定に関する委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第6項及び第28条第5項の規定による経済産業大臣の指定に係る処分基準」（20160708資第12号）における当該指定に係る処分基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、指定をすべき指定旧供給区域等がないと考えられるため、別紙の通り内閣府沖縄総合事務局長に意見を回答いたしました。

別紙

官 印 省 略
府 経 政 策 第 1 7 6 号
平 成 2 8 年 1 1 月 9 日

内閣府沖縄総合事務局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給区域等の指定について（回答）

平成28年9月9日付け府経石ガ第169号により、貴職から当委員会に意見を求められた電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第6項の規定による指定旧供給区域等の指定については、指定しないことに異存はありません。